

細 目 次

【地すべり防止区域管理法令】

- 地すべり等防止法第7条、第18条、第20条 C-1
- 地すべり等防止法施行令第4条、第5条 C-2
- 地すべり防止区域内における制限行為の事務手続きと土工基準について(通知) ... C-3

○地すべり等防止法

昭和33年3月31日
法律 第30号

(地すべり防止区域の管理)

第7条 地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

(行為の制限)

第18条 地すべり防止区域内において、次の各号の1に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- (1) 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
 - (2) 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
 - (3) のり切又は切土で政令で定めるもの
 - (4) ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

(許可の特例)

第20条 森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）又は砂防法第4条（同法第3条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、第18条第1項の許可を受けることを要しない。

- 2 国又は地方公共団体が第18条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することをもって足りる。

○地すべり等防止法施行令

昭和33年5月7日
政令第112号

(地すべり防止区域内における許可を要しない行為)

第4条 法第18条第1項第1号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹管その他のろう水のおそれの少い管渠でその有効断面積が45平方センチメートル以下のものをもって地下水を引く行為
 - (2) 地下水をくみ上げる行為（1馬力をこえる動力を用いてくみ上げる行為を除く。）
 - (3) 水道管（有効断面積が45平方センチメートルをこえる水道管で地すべり防止区域外から地下水を引水するものを除く。）、ガス管その他これらに類する物件の埋設
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為
- 2 法第18条第1項第2号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 水田（地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。）に地表水を放流し、又は停滞させる行為
 - (2) かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に地表水を放流する行為
 - (3) 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した地表水を土地（地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為
 - (4) 海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為
 - (5) ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯留する行為
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為

(地すべり防止区域内における制限行為)

第5条 法第18条第1項第3号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあってはのり長3メートル以上のものとし、切土にあっては直高2メートル以上の物とする。

2 法第18条第1項第4号の政令で定める施設又は工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 断面積が600平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が600平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの
- (2) 容量が6立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が6立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの
- (3) 載荷重が1平方メートルにつき10トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の施設又は工作物

3 法第18条第1項第5号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地表から深さ2メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から5メートル（地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離）以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から1メートルをこえる地域における地表から深さ50センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。）
- (2) 載荷重が1平方メートルにつき10トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の土石その他の物件の集積

砂 第 7 3 6 号
平成21年3月24日

各県土整備事務所長 様
隠岐支庁県土整備局長 様

砂 防 課 長

地すべり防止区域内における制限行為の事務手続きと
土工基準について(通知)

このことについて、別紙覚書のとおり統一したので、これにより執行してください。
なお、平成3年3月20日付け砂発第306号の「地すべり防止区域内における制限行為の事務手
続きと土工基準について(通知)」については、廃止する。

覚書

地すべり防止区域内における制限行為の事務手続きと土工基準について、下記のとおり関係3課で統一する。

記

1. 事務手続き及び土工基準 別紙のとおり

2. 適用年月日 平成21年4月1日

平成21年3月24日

土木部 砂防課長

(印)

農林水産部 森林整備課

(印)

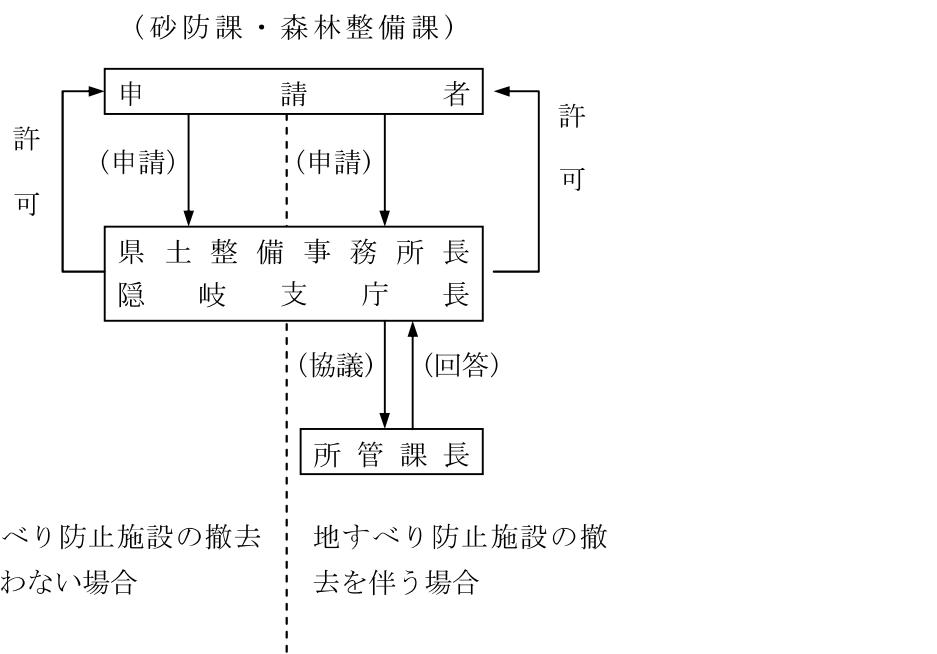
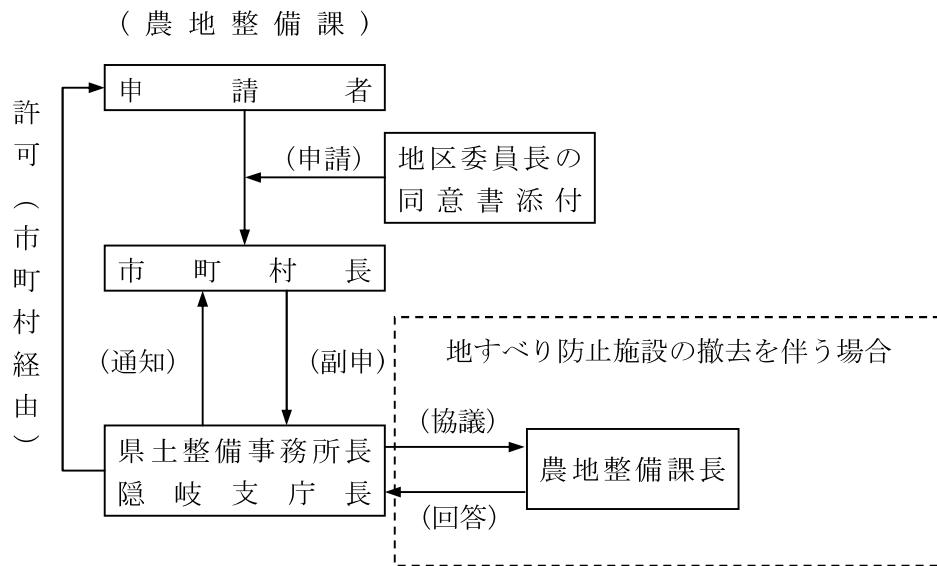
農林水産部 農地整備課

(印)

地すべり防止区域内の制限行為事務手続き

(1) 法第18条第1項

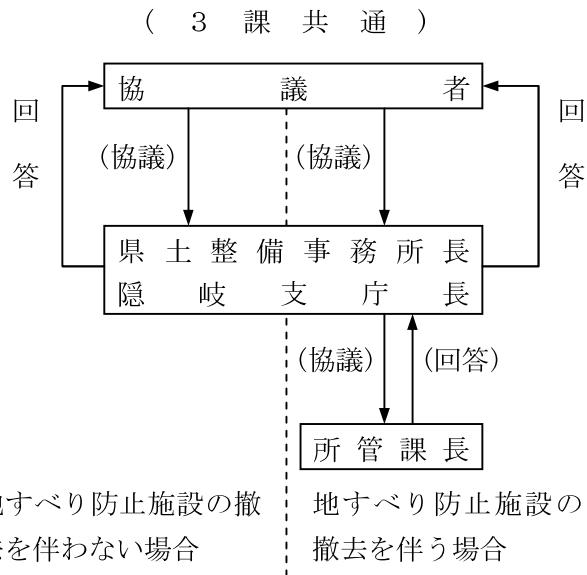
— 法第20条第2項以外の者 —



※地すべり防止施設の撤去を伴う場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適正化法」）の規定による手続きが必要な場合があるので、事前に所管課長に協議すること。

(2) 法第20条第2項

— 国又は地方公共団体 —



※地すべり防止施設の撤去を伴う場合は、「適正化法」の規定による手続きが必要な場合があるので、事前に所管課長に協議すること。

□□第▽▽▽号
平成▽年▽月▽日

知事又は県土整備事務所長(支庁長)様

申請者 印

〔連絡者氏名
電話番号〕

地すべり防止区域内における
工事の施工について（申請）

このことについて、下記により施工したいので、地すべり等防止法第18条第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1. 地すべり防止区域名

○○地区地すべり防止区域

2. 行為の場所

○○郡○○町大字○○

3. 行為の目的

4. 行為の概要 別紙のとおり。

5. 行為の工期 許可の日又は

平成▽年▽月▽日

から平成▽年▽月▽日まで

6. 工事計画 別添資料のとおり。

(第18条第1項関係 行為の概要記入例)

別 紙

行 為 の 概 要

施行面積 ○○○m² (道路の場合は施工延長)

切 土 高 0.5m～2.5m

盛 土 高 0.5m～2.0m

最大法長 切土部 3.9m、盛土部 3.1m

法 勾 配 切土部 1割2分、盛土部 1割5分

全 幅 員 5.0m (道路の場合)

○○第○○○号
平成△年△月△日

○ ○ ○ ○ 様

知事又は県土整備事務所長(支庁長)

地すべり防止区域内行為
の申請について(許可)

平成△年△月△日付け□□第△△△号で申請のあったことについては、次のとおり許可します。

記

1. 行為の場所 ○○地区地すべり防止区域

2. 行為の目的

3. 条件

工事の施工に当っては、地すべり等防止法その他の法令の規定及び次の条件を遵守すること。

- (1)工事の実施にあたっては、地すべりを誘発助長しないよう細心の注意をはらって施工し、工事中に湧水、亀裂など地すべりの要因が発生した場合には、速やかに当該事務所長と協議し、その指示に従い対策を講ずること。
- (2)本工事に起因し、地すべりの被害が生じた場合には、すべて申請者の責任において対策工事及び補償を行うこと。
- (3)計画変更の事態が生じた場合は、速やかに再協議を行うこと。
- (4)工事完了後は、当該事務所長へ完了届を提出し、確認検査を受けること。
- (5)その他追加する事項があれば記入する。

□□第▽▽▽号
平成▽年▽月▽日

知事又は県土整備事務所長(支庁長)様

協議者 印
〔連絡者氏名
電話番号〕

地すべり防止区域内における
工事の施工について（協議）

このことについて、下記により施工したいので、地すべり等防止法第20条2項の規定
により関係書類を添えて提出します。

記

1. 地すべり防止区域名

○○地区地すべり防止区域

2. 行為の場所 ○○郡○○町大字○○

3. 行為の目的

4. 行為の概要 別紙のとおり。

5. 行為の工期 許可の日又は
平成▽年▽月▽日 } から平成▽年▽月▽日まで

6. 工事計画 別添資料のとおり。

(第20条第2項関係 行為の概要記入例)

別 紙

行 為 の 概 要

施行面積 ○○○m² (道路の場合は施工延長)

切 土 高 0.5m～2.5m

盛 土 高 0.5m～2.0m

最大法長 切土部 3.9m、盛土部 3.1m

法 勾 配 切土部 1割2分、盛土部 1割5分

全 幅 員 5.0m (道路の場合)

○○第○○○号
平成△年△月△日

□ □ 長 様

知事又は県土整備事務所長(支庁長)

地すべり防止区域内行為
の協議について(回答)

平成△年△月△日付け□□第△△△号で協議のあったことについては、次のとおり同意します。

記

1. 行為の場所 ○○地区地すべり防止区域

2. 行為の目的

3. 条件

工事の施工に当っては、地すべり等防止法その他の法令の規定及び次の条件を遵守すること。

- (1)工事の実施にあたっては、地すべりを誘発助長しないよう細心の注意をはらって施工し、工事中に湧水、亀裂など地すべりの要因が発生した場合には、速やかに当該事務所長と協議し、その指示に従い対策を講ずること。
- (2)本工事に起因し、地すべりの被害が生じた場合には、すべて申請者の責任において対策工事及び補償を行うこと。
- (3)計画変更の事態が生じた場合は、速やかに再協議を行うこと。
- (4)工事完了後は、当該事務所長へ完了届を提出し、確認検査を受けること。
- (5)その他追加する事項があれば記入する。

添付資料一覧表

区分	内 容
図 面	<p>位置図（1／5万）</p> <p>地すべり防止区域を着色</p> <p>地すべり対策事業平面図（1／1,000～1／3,000程度）</p> <p>地すべり防止工事は前年度まで（黄色）、本年度（赤色）、翌年度以降（青色）を着色。</p> <p>協議する工事計画は赤で着色。（道路は測点を記入）</p> <p>協議する工事計画図（平面図、縦横断面図等）</p>
計 算 書	<p>安定計算書（事前協議で必要となった場合のみ）</p> <p>断面図に地すべり円弧や安全率を記入。</p> <p>擁壁等の構造計算書（必要な場合のみ）</p> <p>水路の断面計算書（必要な場合のみ）</p> <p>流域区分図、縦断面図等を添付。</p>
写 真	<p>カラー写真</p> <p>工事区域の全景、危険箇所の近景、切り土が大きい箇所の現況法面近接写真等。</p> <p>撮影方向を協議する工事の平面図に記入する。</p>
そ の 他	事前協議で要求した資料。

- (注) 1) 図面袋には目録を貼付すること。
 2) 管理者が判断するために必要な資料は、申請者（又は協議者）で整備すること。

地すべり防止区域内の土工基準

この基準は最低守らなければならないものであり、地すべりの状況等によってはこの値より安全側で設計することが必要な場合もある。

(1) 切 土 (基準 P.115)

① 勾 配

—— 切り土に対する標準法面勾配 ——

(表-18)

地 山 の 土 質		切土高	勾 配
硬 岩			1:0.3~1:0.8
軟 岩			1:0.5~1:1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5~
砂 質 土	密実なもの	5m以下	1:0.8~1:1.0
		5~10m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの	5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5
砂利又は岩塊 混じり砂質土	密実なもの、又は粒度分布のよいもの	10m以下	1:0.8~1:1.0
		10~15m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの、又は粒度分布の悪いもの	10m以下	1:1.0~1:1.2
		10~15m	1:1.2~1:1.5
粘 性 土		10m以下	1:0.8~1:1.2
岩塊又は玉石 混りの粘性土		5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5

- (i) 切り土勾配は土質、風化や割れ目の程度、成層状態、湧水等から決定するものであり、切り土勾配そのものが地すべりの原因にはならないことより、本基準は道路土工一施工指針(平成11年3月)を準用した。但し、安定計算による場合はこの限りではない。
- (ii) 軟弱土質あるいは湧水があるなど崩壊の危険性がある場合は擁壁、法枠等を計画すること。
- (iii) 切り土後の法面は必要に応じて植生などによって適切な保護をすること。(但し、硬岩は除く)

② 小 段

原則として次により設け、巾は1~2mとする。

砂質土等	直高	5 m毎
軟 岩	直高	7 m毎

(2) 盛 土 (基準 P.117)

① 勾 配

—— 盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配 ——

(表-19)

盛 土 土 質	盛土高	勾 配
粒度の良い砂 (S W) 、礫及び細粒分混じり礫 (G M) (G C) (G W) (G P)	5 m以下	1:1.5～1:1.8
	5～15m	1:1.8～1:2.0
粒度の悪い砂 (S P)	10m以下	1:1.8～1:2.0
岩塊 (ずりを含む)	10m以下	1:1.5～1:1.8
	10～20m	1:1.8～1:2.0
砂質土 (S W) (S C) 、硬い粘質土、硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5 m以下	1:1.5～1:1.8
	5～10m	1:1.8～1:2.0
火山灰質粘性土 (V H ₂)	5 m以下	1:1.8～1:2.0

- (i) 基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。
- (ii) ()の統一分類は代表的なものを参考にし示す。
- (iii) 安定計算による場合を除き盛土勾配そのものが地すべりの原因にはならないことにより、本基準は道路土工—施工指針—(平成11年3月)を準用した。
- (iv) 軟弱土質あるいは崩壊の危険性がある場合は擁壁、法枠等を計画すること。
- (v) 盛土法面は必要に応じて植生などによって適切な保護をすること。

② 小 段

直高 5 m毎に設け、巾は 1～2 mとする。